

大牟田市立学校体育施設開放の手引き (体育館・運動場・柔道場・剣道場)



スポーツを通じて
みんなで楽しく健康づくり

大牟田市 市民協働部 スポーツ推進室

大牟田市黄金町1丁目34 (大牟田市生涯学習支援センター内)

電話 0944-53-1503 FAX 0944-41-2210

(R8年3月改正)

大牟田市立学校体育施設の開放について

1. 目的

大牟田市では市立小・中学校及び特別支援学校の体育施設について、地域の人たちにとってのスポーツ活動の拠点、健康づくりや交流の場として明るく豊かな地域づくりへの貢献など、社会教育の振興のために、学校教育に支障がない範囲で、一般市民の利用のために開放を行っています。

2. 開放施設

市民の利用に供する学校の体育施設（開放施設）は、体育館・運動場・柔道場・剣道場となります。

その他の施設（ミーティングルーム等）の使用については、各学校へご相談ください。

3. 使用できる団体

開放施設を使用できる団体は次のとおりで、使用する学校毎に使用団体としての登録を受ける必要があります。使用団体登録については、7.（1）をご参照ください。

- （1）市内に居住し、通勤し、又は通学する者が代表者である団体
- （2）その他教育委員会が適当と認める団体

- ・登録内容に虚偽等がある場合は、登録を取り消す場合があります。
- ・開放施設は社会教育その他公共の目的以外の使用並びに政治、宗教、暴力的及び営利を目的とした活動には使用できません。

4. 開放時間

開放される時間は、原則、次のとおりです。

施設区分等		小学校	中学校	
体育館 柔道場 剣道場	平日	17:00~21:30	19:00~21:30	
	土曜日	13:00~21:30		
	日曜・祝日	9:00~17:00	9:00~17:00	
運動場	平日	17:00~19:00	—	※19:00~21:30
	土曜日	13:00~19:00	13:00~19:00	※13:00~21:30
	日曜・祝日	9:00~17:00	9:00~17:00	※9:00~21:30

- ・原則、小学生の平日・土曜日の体育館・柔道場・剣道場の活動は、19:00までとすること。
- ・必ず最終時間までに、片付け・掃除を行なって学校外へ退出すること。

※ 夜間照明施設の使用（19:00~21:30）を伴う甘木中学校の運動場の使用については、緑地運動公園管理事務所に問合せ・申込みしてください。Tel51-5744

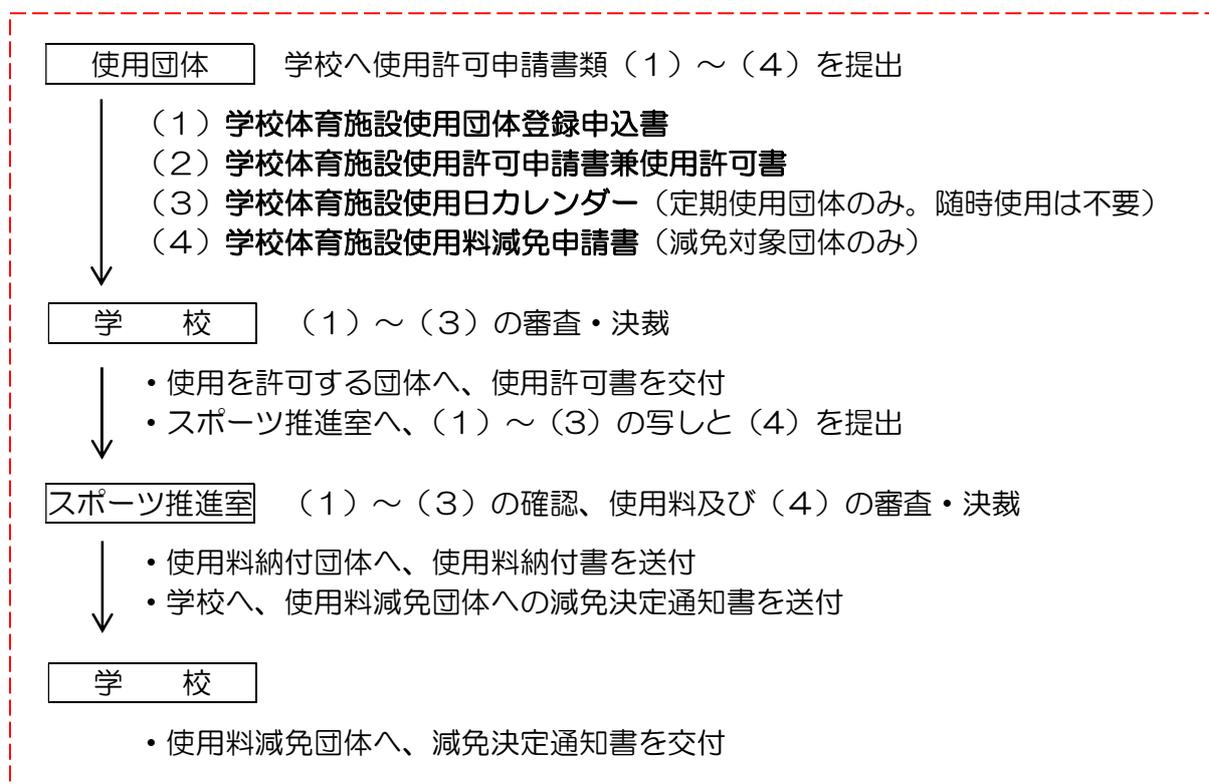
5. 使用料

開放施設の使用料は、次のとおりです。使用料は1時間単位で、1時間未満の場合は1時間と見なします。

小学校 19校			(円/時間)	中学校 7校			(円/時間)	
体育館	玉川、中友、高取 羽山台、上内	全面	260	体育館	松原	全面	260	
	みなと、天領、駛馬 天の原、大牟田中央 大正、明治、白川 平原、三池、銀水 吉野、倉永、手鎌	半面	260		宅峰、宮原 白光、御木 白銀、甘木	半面	260	
		全面	520	全面		520		
運動場			105	柔道場 剣道場	1室	260	運動場	105
				※甘木中学校運動場の夜間照明施設 30分につき910円				
特別支援学校			(円/時間)					
体育館	全面	260						

6. 使用許可申請等の流れ ※各申請書類の詳細は、次項7をご参照ください。

使用許可申請等の流れは下図のとおりで、学校とスポーツ推進室で分担して審査・決裁を行います。
 ◇学 校 … 団体登録、使用許可、使用取消（変更）許可
 ◇スポーツ推進室 … 使用料、使用料減免



※その他の関係書類

- （5）学校体育施設使用団体登録変更届出書
- （6）学校体育施設使用取消（変更）許可申請書兼使用取消（変更）許可書
- （7）学校体育施設使用料返還申請書

7. 申請書類について

各書類の様式は学校より入手、または市ホームページ(HP)からダウンロードできます。

＜市 HP からのダウンロード方法＞

トップページのサイト内検索のキーワードに“学校開放”と入力して検索し、表示された情報の中から、「市立 小・中学校及び特別支援学校体育施設の使用について（学校開放）」を開いて、掲示されている様式をダウンロードしてください。

(1) 学校体育施設使用団体登録申込書

使用団体は、学校へ“学校体育施設使用団体登録申込書”を提出し（毎年度申込）、使用できる団体としての登録を受けてください。

- ・市外に居住し、市内に通勤・通学する者が代表者である団体は、使用資格の確認のため、代表者の会社名（住所含む）や学校名を明記してください。
- ・会員名簿には、会員として活動する者全員を記載してください。
- ・登録内容に変更がある場合は、変更から10日以内に学校へ届け出てください。（団体登録変更届出は次項（5）参照）

(2) 学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書

使用団体は、学校へ“学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書”を使用しようとする日の7日前までに提出してください。

学校が審査し、使用が決定した場合、使用団体へ使用許可書を交付します。

但し、年間の定期使用を申請する団体は、原則として前年度の2月頃に学校が定める日までに提出してください。なお、年間途中での定期使用申請も可能です。

(3) 学校体育施設使用予定日カレンダー

定期使用を申請する団体は、学校へ当該年度の“学校体育施設使用日カレンダー”に使用日等を記入して提出してください。（随時使用は不要）

(4) 学校体育施設使用料減免申請書

次の使用目的の団体は使用料減免（全額、半額）の対象となりますので、学校へ“学校体育施設使用料減免申請書”を提出してください。

スポーツ推進室が審査し、減免が決定した場合、使用団体へ学校体育施設使用料減免決定通知書を学校経由で交付します。

全額減免

- 1) 青少年の健全育成及び体力向上を目的に使用する場合
なお、使用者が指導者以外18歳未満のものに限る（例 スポーツ少年団等）
- 2) 大牟田市中学校体育連盟、大牟田市スポーツ推進委員協議会又は大牟田市体育協会が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 3) 町内公民館、自治会、子ども会、老人会又はそれに類する住民の組織（マンションの管理組合等）が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 4) PTA及びその各委員会が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 5) 校区青少年健全育成協議会、校区社会福祉協議会等、その校区の教育及び保健福祉の向上等を目的とした活動を行う地域団体等が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 6) 1から5までに規定する団体等の連合組織が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 7) 1から5までに規定する団体等を中心として組織される地域行事等の実行委員会が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 8) 幼稚園、保育園、又は学童保育所が活動目的に沿った内容で使用する場合
- 9) 障害者等団体が福祉目的に使用する場合

- 10) 市又は教育委員会（指定管理者を含む）が共催する行事又は行政上の必要により使用する場合
- 11) その他市が特に必要があると認める場合

半額減免

- 1) 市又は教育委員会が後援する行事に使用する場合
- 2) 大牟田市体育協会加盟団体が主催し、又は主管する行事に使用する場合
- 3) その他市が特に必要と認める場合

(5) 学校体育施設使用団体登録変更届出書

使用団体の登録事項に変更がある場合は、変更から10日以内に、“学校体育施設使用団体登録変更届出書”により学校へ届け出てください。（代表者、会員等の変更）

(6) 学校体育施設使用取消（変更）許可申請書兼使用取消（変更）許可書

使用許可を受けた団体が、使用の取消し又は使用日時等の変更をしようとする時は、直ちに学校へ“学校体育施設使用取消（変更）許可申請書兼使用取消（変更）許可書”を提出してください。

(7) 学校体育施設使用料返還申請書

使用料を納付した団体で、次の理由で使用しなかった時の使用料を返還申請する場合は、学校へ“使用料返還申請書類”（①～④）を提出してください。

定期使用団体は年度末にまとめて提出、随時使用団体はその都度提出してください。

【返還理由】

- 1) 災害その他使用者の責めによらない理由により、開放施設を使用することができなかつたため

【例】台風・大雨（避難所開設等）、感染症の拡大防止等により体育施設の使用が停止された場合

- 2) 使用しようとする日の7日前までに開放施設の使用の取消し又は変更の申請をし、許可を受け使用しなかつたため

【例】団体の活動休止・解散、利用学校の変更等による長期間の使用取り消し等の、相当の理由により、使用日の7日前までに「学校体育施設使用取消（変更）許可申請書兼使用取消（変更）許可書」を学校へ提出し、許可を受けて使用しなかつた場合

※上述の使用取消（変更）の申請・許可手続きを経ていない場合、使用料は返還されません。

- 3) 教育委員会が管理運営上その他の理由により開放施設の使用を停止し、又は許可を変更し、若しくは取り消したため

【例】市・学校・地域の行事、施設修理等により体育施設の使用が停止された場合

使用料返還申請書類

- ① 学校体育施設使用料返還申請書
- ② 返還に該当する使用日（定期使用団体の場合）
- ③ 還付請求書
- ④ 委任状（必要に応じて）

8. 使用料の納付方法

使用団体に送付された使用料納付書（納入通知書兼領収書含む）にて、納期限までに指定の金融機関（郵便局を除く）において納付してください。

9. 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合、施設の使用許可等の取消しや定期使用ができなくなる場合があります。

- (1) 許可条件又は学校体育施設開放委員会及び学校の指示に従わないとき
- (2) 使用料を納期限までに納入しないとき
- (3) 許可を受けた使用時間以外（準備、後片付け等含む）に使用したとき
- (4) 使用申請の手続きをとらないまま、学校施設を使用したとき
- (5) 使用方法が、学校体育施設の管理又は開放に支障をきたすと認めるとき
- (6) 他の使用団体に損害又は迷惑を及ぼすと認められるとき
- (7) 施設内での大声や駐車場の会話など地域住民に迷惑を及ぼすとき
- (8) 雨天後のぬかるみがひどい運動場を使用し、次の学校使用に支障をきたしたとき
- (9) 秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき
- (10) 借り受けた鍵を複製したとき

10. 体育施設の使用方法

- (1) 平日の使用
 - 1) 使用許可を受けた日時に、警備員室で使用日誌と鍵を預かり使用する。
 - 2) 使用後、片付け・清掃後、日誌を記入し警備員室に返却する。
- (2) 土・日・祝日の使用
 - 1) 使用許可を受けた日の前の平日に、学校より使用する施設の鍵を借用する。
 - 2) 使用許可を受けた日時に借用の鍵で、施設を使用する。
 - 3) 所定のポストの日誌に記入・返却する。
 - 4) 使用後、戸締りを確実にしない退校する。
 - 5) 使用した施設の鍵を次の平日に学校に返却する。
- (3) 施設の鍵の取り扱い
 - 1) 学校は、毎週定期的に使用する場合、使用規定に反しない団体には長期において鍵を貸出すことができる。（使用団体は、鍵借用書を学校に提出する。）
 - 2) 使用団体は鍵を紛失した場合、速やかに学校長へ連絡をする。学校は速やかに鍵を交換し、使用団体は鍵の交換等にかかった費用の実費を学校へ弁償する。
- (4) 施設の使用管理
 - 1) 使用団体は使用後に片付け、清掃、道具の整理等を行い、施設を大切に使用する。
 - 2) 使用団体は施設、設備を損傷等した時は、原則として弁償の責任を負うものとする。
 - 3) 使用中の事故等の責任は使用者が負うものとする。
 - 4) 使用団体は施設の維持管理（清掃、体育館ワックス掛けなど）に協力する。
- (5) 使用上のマナー
別紙の使用上のマナーを厳守する。

11. 学校体育施設開放委員会の役割

学校体育施設の円滑な運営を図るため、学校ごとに学校、使用団体、スポーツ推進委員、地域団体等の代表による学校体育施設開放委員会を設置し、次の役割を行う。

- (1) 学校施設の円滑な開放のあり方について協議を行なう。
- (2) 登録団体の審査、申請日時の調整を行なう。
- (3) 使用団体への指導（使用上のマナーの徹底）を行なう。
- (4) 開放施設の管理の方法（清掃、体育館ワックス掛けなど）を協議し、団体に指導・助言を行なう。
- (5) その他、学校開放、使用団体の連携並びに地域のスポーツ振興の企画運営を行なう。

学校体育施設 使用上のマナー

大牟田市・大牟田市教育委員会

学校施設開放は、子どもたちにとって大切な教育の場としての学校を使用するものです。マナーを守り、気持ちよく使用してください。

以下のマナーをお守りいただけない場合は、以後の使用をお断りする場合があります。

施設使用について

- ・ 校舎内は、機械警備になっています。使用許可を受けた区域以外立ち入らないこと。
- ・ 施設を大切に使用しましょう。
- ・ 使用した道具は、きちんと整理して戻しましょう。
- ・ 使用した施設は片付け、清掃や整備を必ず行ないましょう。
- ・ 学校内は禁煙です。
- ・ ゴミ・空き缶類は必ず持ち帰りましょう。
- ・ トイレは清潔を保つよう使用しましょう。
- ・ 体育館内では、専用シューズ・専用スリッパを使用すること。土足厳禁です。
- ・ 体育館の舞台上の品は触らないこと。
- ・ 体育館内での飲食は禁止します。水分補給は屋外で行なうこと。
- ・ 大声を出したり、騒音など近隣の住民に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・ 照明の消灯、使用した施設の戸締りについては、最終者（責任者）が必ず確認を行なうこと。
- ・ 使用日誌を必ず記入し、所定の場所に返却しましょう。
- ・ 感染症の拡大防止等に努めること。

使用時間について

- ・ 使用は、許可を受けた日時になります。使用日時を守り、許可を受けた日時以外での使用はしないでください。

※学校の退出時間は21時30分までとなっています。それまでに後片付けや掃除を行い、学校敷地から出るようにしてください。

※使用中の事故等は使用者の責任になります。

※施設・道具等の破損等は原則として弁償していただくことになります。

土・日・祝日の問い合わせ先 大牟田市役所（代表41-2222）